

役員退職慰労金支給規程

平成15年3月20日制定

(総則)

第1条 一般社団法人日本公園緑地協会（以下「協会」という。）の常勤役員の退職慰労金の支給については、この規程の定めるところによる。

(支給の範囲)

第2条 退職慰労金は役員が退職し又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。

2 次の各号に該当する場合は、退職慰労金を減額し、又は支給しないことができる。

一 役員としてふさわしくない行為があり、定款第26条の規定に基づき、役員を解任された場合

二 役員としてふさわしくない行為があり、理事会において減額ないし不支給が認められた場合

(退職慰労金の額)

第3条 退職慰労金の支給額は、在職期間1月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日における次の各号に定める退職慰労金算定月額に100分の8.75の割合を乗じて得た額とする。

一 会長	510,000円
二 副会長、常務理事	480,000円
三 理事	450,000円

ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職慰労金の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの退職慰労金算定月額に100分の8.75の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 在任期間中、一般社団法人日本公園緑地協会役員の報酬並びに費用に関する規程（以下「報酬規程」という。）第3条に規定する報酬月額が減額されて支給されていた期間がある場合は、当該減額されていた期間については、減額後の報酬月額に100分の60を乗じて得た額を退職慰労金算定月額として前項の例により当該退職慰労金の額を定めるものとする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、役員に任命された日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条第1項ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数等が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減じるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職慰労金の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第2条の規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含

む。)

二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

三 前号に掲げる者の外、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 前項に掲げる者が退職慰労金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職慰労金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(退職慰労金の支給)

第7条 退職慰労金は、法令に基づき退職慰労金から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(協議事項)

第9条 この規定に定めのない事項については、理事会において協議し、決定するものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成17年6月1日から施行する。

2 平成17年5月31日以前の在職期間に係る退職手当の額の算定については、この規程による改定後の社団法人日本公園緑地協会役員退職手当支給規程第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。

2 第3条の退職手当の計算に当たって、本給月額には、報酬規定附則（平成18年4月1日施行）第2条の差額を含まないものとする。

3 平成18年5月31日以前の在職期間に係る退職手当の額の算定については、この規程による改定後の社団法人日本公園緑地協会役員退職手当支給規程第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 平成21年3月31日以前の在職期間に係る退職手当の額の算定については、この規程による改定後の社団法人日本公園緑地協会役員退職手当支給規程第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 平成22年3月31日以前の在職期間に係る退職手当の額の算定については、この規程による改定後の社団法人日本公園緑地協会役員退職手当支給規程第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成22年4月1日以降当分の間、役員退職手当は支給しない。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前の在職期間に係る退職慰労金の額の算定については、この規程による改定後の社団法人日本公園緑地協会役員退職慰労金支給規程第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 「平成22年4月1日以降当分の間、役員退職手当（役員退職慰労金）は支給しない」とした経過措置は廃止する。